

議案第130号

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例

さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(登録申請の不受理等)</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録をすることはできない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録申請の不受理等)</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録をすることはできない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名（<u>外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称。以下この号第6条第2項第4号及び第17条第2号において同じ。</u>）、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(印鑑の登録)</p>	<p>(印鑑の登録)</p>

第6条 [略]

2 市長は、前項の印鑑登録票には、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称。以下同じ。)

(5)～(7) [略]

3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する印鑑登録票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

(印鑑登録票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 氏名、氏又は名の変更により、登録してある印鑑が第4条第1項第1号の規定に該当するに至ったとき。

(5)～(8) [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。）に使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

第6条 [略]

2 市長は、前項の印鑑登録票には、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 氏名

(5)～(7) [略]

3 前項第2号から第6号までに掲げる事項を登録する印鑑登録票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

(印鑑登録票の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 氏名 (外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名又は通称)、氏又は名の変更により、登録してある印鑑が第4条第1項第1号の規定に該当するに至ったとき。

(5)～(8) [略]

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。第17条において同じ。）に使用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

(暗証番号の登録)

第14条 印鑑登録者は、前条第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、

		<p>あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録を届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する届出の確認については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「印鑑の登録の申請」とあるのは「暗証番号の登録届出」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。</p> <p>(暗証番号の変更)</p> <p>第15条 暗証番号を変更しようとするときは、前条の規定により暗証番号の登録を届け出た者(以下「暗証番号登録者」という。)が、暗証番号の変更を自ら市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する届出の確認については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「印鑑の登録の申請」とあるのは「暗証番号の登録変更届出」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を変更するものとする。</p> <p>(暗証番号の廃止)</p> <p>第16条 暗証番号登録者は、暗証番号を廃止しようとするときは、暗証番号の登録の廃止を自ら市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第3条ただし書の規定は、暗証番号登録者が自ら前項に規定する届出をすることができない場合について準用する。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該暗証番号を廃止するものとする。</p>	
第14条	[略]	第17条	[略]
第15条	[略]	第18条	[略]
第16条	[略]	第19条	[略]
第17条	[略]	第20条	[略]
第18条	[略]	第21条	[略]
第19条	[略]	第22条	[略]
第20条	[略]	第23条	[略]

附 則

この条例中第2条、第4条、第6条及び第12条の改正は令和元年11月5日から、第13条の改正、第14条から第16条までを削る改正及び第17条から第23条までの改正は同年12月29日から施行する。